

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法施行令
根拠条項：第14条の2第2号
処分の概要：道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 道路交通法施行細則第29条（方面公安委員会への権限の委任）
審査基準： 法令の定め尽くされている。
標準処理期間： 30日
申請先： 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課（係）に提出してください。
問合せ先： 北海道警察本部交通部交通企画課企画係（電話011-251-0110） 申請者の住所地を管轄する方面本部交通課企画・指導係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：